

宇宙資源法について

- 本年6月に、議員立法による「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」**(宇宙資源法)**が成立。
- 12月23日の施行（公布後6ヶ月）に向け、内閣府令案をパブコメ中（10月20日～11月18日）。

宇宙資源法のポイント

○用語の定義

- 宇宙資源 … 月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源
- 宇宙資源の探査及び開発 … 宇宙資源の採掘・採取、存在状況の調査 等（科学的調査を除く）

○宇宙活動法の特例

- 宇宙資源の探査及び開発を目的とする場合、**宇宙活動法20条の許可申請（人工衛星の管理）に併せて**、目的、期間、場所、方法、内容、その他内閣府令で定める事項を記載した**事業活動計画**を提出。
- 内閣総理大臣は、**宇宙基本法の基本理念や宇宙諸条約への適合性等を審査**（事前に経産大臣に協議）
- 許可後、インターネット等を通じて速やかに**公表**

○宇宙資源の所有権

- 許可を得た事業活動計画に従って採掘等を行い、所有の意思をもって占有した場合、**所有権を取得**。

○留意事項等

- 国際約束の誠実な履行、**国際的な制度構築及び連携確保**、産業競争力の強化への配慮 等

○その他

- 公布の6ヶ月後に施行（公布：6月23日→**施行：12月23日**）

内閣府令案（パブコメ中）のポイント

○事業活動計画の記載事項

- 目的、期間、場所、方法、内容の他に、内閣府令で定める事業活動計画の記載事項として「資金計画」と「実施体制」を規定。

○事業活動計画の様式

○公表の例外

- 許可をした事業活動計画について公表の例外とできる内閣府令で定める場合として、事業者が公表により利益が不当に害されることについて理由等を提出し、それが合理的かつ妥当と認められる場合と規定。